

○横手市建設工事等条件付き一般競争入札制度実施要綱

平成28年8月22日

告示第139号

改正 令和7年4月1日告示第108号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、市が発注する建設工事又は建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）における条件付き一般競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる建設工事等は、横手市建設工事等入札制度実施要綱（平成17年横手市告示第12号。以下「入札制度実施要綱」という。）別表第1及び別表第3に掲げる建設工事等のうち、入札に付すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事等が災害その他の理由により緊急を要し、又は特殊なものであって条件付き一般競争入札により難いと市長が認めたときは、指名競争入札によることができる。

(入札の公告)

第3条 条件付き一般競争入札の公告は、電子入札システムの入札情報サービスにより行うものとする。

(入札参加資格)

第4条 建設工事等の入札に参加しようとするものに必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第7条の規定に基づく横手市入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、横手市建設工事等入札参加者指名停止基準（平成22年横手市告示第44号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと（手続開始の決定を受けたものを除く。）。
- (5) 市税に滞納がないこと、及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がないこと。
- (6) 電子入札システムに利用者登録を行っていること。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(7) 建設工事の入札に参加しようとするものにあつては、当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。

(8) 建設工事の入札に参加しようとするものにあつては、当該工事に対応する工種について、請負契約を締結する日から起算して1年7月前の日以後最初の事業年度終了の日以後において建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認めたときは、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。

(1) 当該建設工事等に対応する工種に係る入札制度実施要綱第4条又は第5条の規定による等級格付

(2) 本店又は営業所の所在地

(3) 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可

(4) 同種又は類似の施工等実績

(5) 配置予定技術者の資格及び施工等経歴

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、前2項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、横手市建設工事共同企業体制度実施要綱（平成17年横手市告示第16号）及び横手市建設コンサルタント等業務共同企業体制度実施要綱（平成21年横手市告示第90号）（以下「建設工事等共同企業体制度実施要綱」という。）に基づき構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

（入札参加資格の決定）

第5条 建設工事等ごとに定める前条の入札参加資格は、規則第5条に定めるところにより、横手市契約審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て決定する。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 仕様書、図面、契約事項、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加に当たっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスにより行う。

2 設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとし、市長は、質問の受付及び回答の期限を公告するものとする。

3 現場説明会は、原則として行わない。

（入札価格見積期間）

第7条 建設工事等の入札に当たり、入札価格を算定するために必要な期間は、入札制度実施要綱第9条に定める期間とする。

（入札参加資格の確認申請）

第8条 市長は、入札に参加しようとするものに係る入札参加資格を確認するため、次に掲げる書類（第2号から第6号までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。）（以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

- （1） 競争入札参加資格確認申請書
- （2） 建設業許可通知書の写し
- （3） 直近の総合評定値通知書の写し
- （4） 同種工事の施工実績等及びその添付書類
- （5） 配置予定技術者の資格・工事経歴及びその添付書類
- （6） 配置予定技術者の現況
- （7） 手持ち工事の状況調書
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた書類

2 前項の確認申請書等は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、市長が紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。

3 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、第1項の確認申請書等のほか、横手市建設工事共同企業体制度実施要綱に定める共同企業体入札参加資格申請書及び共同企業体協定書を提出させるものとする。

4 確認申請書等を既に提出したものが、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を提出させ、開札後にあつてはその旨を速やかに報告させるものとする。

（見積内訳明細書の提出）

第9条 入札書の提出に当たっては、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。

（入札の執行）

第10条 入札書（見積内訳明細書を含む。以下この条において同じ。）は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、市長が紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。

2 前項ただし書の規定により、入札書を持参し、提出したものについては、開札に立ち合わせるものとする。

3 入札執行回数は、2回までとする。

4 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

（入札の無効）

第11条 入札制度実施要綱第12条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととな

ったことが確認されたもののした入札

(2) 紙入札方式により入札書を提出したもののうち開札に立ち会わなかったもののした入札

(落札者の決定方法)

第12条 予定価格の制限の範囲内で入札したもの（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札したもの）のうち入札価格が最も低いものを落札候補者とする。この場合において、該当するものが2者以上であるときは、別に定める方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

2 入札執行者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、審査会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。

3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

(1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

4 第2項の規定に基づき落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であつて、次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき、又は前項各号のいずれかに該当したときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち入札価格が当該落札候補者の次に低いものを落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定されたものへの通知等)

第13条 市長は、前条第2項の規定に基づき落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書により速やかに通知する。

2 前項の規定による通知を受けたものは、当該通知の日の翌日から起算して2日（横手市の休日（以下「休日」という。）を定める条例（平成17年横手市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長に対して書面により当該決定の説明を請求することができるものとする。

3 市長は、前項の規定による説明の請求があつたときは、速やかに入札参加資格の再確認を行い、審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において前条第2項の決定を取り消すものとする。

5 第2項の規定による説明請求がなかったとき、又は第3項の審議において、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(建設工事紛争審査会への仲裁合意)

第14条 市長は、建設工事の請負契約を締結するときは、入札制度実施要綱第15条の規定を準用するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(総合評価落札方式による落札者の決定)

2 横手市総合評価落札方式試行要綱（平成20年横手市告示第91号）に基づき総合評価落札方式を適用して条件付き一般競争入札を実施する場合における落札者の決定の手続については、第12条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(横手市受注希望型指名競争入札制度実施要綱の廃止)

3 横手市受注希望型指名競争入札制度実施要綱（平成17年横手市告示第15号）は、廃止する。

(横手市受注希望型指名競争入札制度実施要綱の廃止に伴う経過措置)

4 この告示の施行前に廃止前の横手市受注希望型指名競争入札制度実施要綱第5条第2項により公表された入札案件に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日告示第108号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。